桜川市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱

令和元年１０月２３日
告示第１２０号

（趣旨）

第１条　桜川市（以下「市」という。）は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び桜川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県（以下「県」という。）と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市に移住した者が、桜川市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金（以下「移住支援金」という。）の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

２　当該移住支援金の交付については、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。

２　前項の世帯の申請において、申請日が属する年度の４月１日において１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、１８歳未満の者１人につき、１００万円を加算する。

（対象者要件）

第３条　次の第１号の要件を満たし、かつ、第２号から第５号の要件のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合にあっては第６号の要件を満たす申請者を対象とする。

（１）　移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア　移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと。ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３月前までを当該１年の起算点とすることができる。

（ウ）　東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ　移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　令和元年６月１日以降に市に転入したこと。

（イ）　移住支援金の申請時において、転入後３月以上１年以内であること。

（ウ）　市に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）　その他県又は市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）　就職に関する要件

ア　一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）　就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ）　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

（エ）　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３月以上在職していること。

（オ）　上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

（カ）　当該法人等に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（キ）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　勤務地が、東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３月以上在職していること。

（ウ）　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

（エ）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（オ）　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（３）　テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ　転入から申請までの間、勤務日の５分の１を超えて、所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。

ウ　デジタル田園都市国家構想推進交付金　地方創生テレワークタイプを活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ　申請者又は同一世帯に属する者が市内において住宅を新築し、又は購入したこと。ただし、住宅を共有名義により取得した場合において、交付対象者以外の共有名義人が当該住宅に係る移住支援金の交付を受けているときは、この要件を満たさないものとする。

（４）　起業に関する要件

１年以内に県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（５）　関係人口に関する要件　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

（ア）　申請者又は配偶者が、過去に連続して１０年以上市に住民登録があったこと。

（イ）　市が実施する移住定住促進事業又は関係人口創出事業の参加者であること。

イ　次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

（ア）　申請者又は配偶者が市内に新たに住宅を新築又は購入したこと。

（イ）　申請者又は配偶者にとって３親等以内の親族から住宅を譲渡され、当該住宅に住民登録したこと。

（ウ）　申請者又は配偶者にとって３親等以内の親族が所有する住居に住民登録したこと。

ウ　次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　申請日の属する年度の４月１日時点で、移住元の世帯員全てが５０歳未満であること。

（イ）　移住元において、世帯員の全員が市税等の滞納をしていないこと。

エ　次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

（ア）　申請者が、市内の農林業（専業に限る。）へ就業又は承継すること。ただし、就職先は、県が運営するマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人の要件を満たさないものに限る。

（イ）　申請者が、市内の石材業（専業に限る。）へ就業又は承継すること。ただし、就業先は、県が運営するマッチングサイトに掲載する移住支援金対象法人の要件を満たさないものに限る。

（ウ）　申請者が、市内の観光業（専業に限る。）の承継をすること。

（エ）　申請者が、認定新規就農者又は認定農業者の認定を受けていること。

（６）　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和元年６月１日以降に転入したこと。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後３月以上１年以内であること。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（移住前の事前相談）

第４条　移住支援金の申請者は、移住前に、あらかじめ事前相談票（様式第１号）により事前相談を行うこととする。

（交付の申請）

第５条　移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式第２号）、移住先の就業先の就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第３号）並びに移住元及び市における市税等の滞納がないことを証する書類を含む本人確認書類に加え、第３条第１号の要件を満たし、かつ、同条第２号から第５号の要件のいずれかに該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第６号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定し、速やかに移住支援金（交付・不交付）決定通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知する。

（交付の請求）

第７条　移住支援金の交付の決定を受けた者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、移住支援金交付請求書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第８条　市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求をした者に対して、速やかに移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

第９条　申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第６号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第１０条　市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに再交付の旨を記載した決定通知書により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

第１１条　県及び市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第１２条　市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び市が認めた場合は、この限りでない。

（１）　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　移住支援金の申請日から３年未満に移住支援金を受給した市から転出した場合

ウ　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（２）　半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に移住支援金を受給した市から転出した場合

（雑則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。